

令和7年度奨学のための給付金 新入生に対する早期給付申請について

奨学のための給付金とは

埼玉県では、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済の必要のない「奨学のための給付金」を支給しています。

生活保護(生業扶助)受給世帯又は住民税の所得割が非課税の世帯が対象で、在籍校や世帯区分に応じた額の給付を受けることができます。

早期給付申請とは

・令和7年度新入生のうち、希望する世帯に対して、給付年額の3か月分(4月から6月分)を早期に給付する制度です。

・早期給付申請をした場合、9か月分(7月から3月分)を受給するためには、7月以降に改めて申請を行う必要があります。各提出書類も、改めて御用意いただきます。

・早期給付申請と一般申請がともに対象となった場合でも、給付される年額が増えるわけではありません。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降
早期給付申請を行う場合 (新入生のうち、希望者のみ)		申請(早期給付)		3か月分支給		
				再申請(一般申請)		9か月分支給
一般申請のみを行う場合				申請(一般申請)		12か月分支給

給付を受けることができる世帯

基準日(原則は令和7年4月1日)現在で、以下の要件を全て満たしている世帯が支給の対象です。ただし、生徒が児童養護施設等に入所又は里親に委託されており、措置費(見学旅行費又は特別養育費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支給対象となっている場合は対象となりません。

- ①令和7年度新入生(新1年生)である
- ②生活保護(生業扶助)受給世帯^{*1}又は非課税世帯^{*2}である^{*3}
- ③保護者等^{*4}が埼玉県内に住所を有している
- ④生徒が高等学校等就学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等就学支援金(学び直しへの支援又は専攻科の生徒への修学支援を含む)の受給資格を有している(特別支援学校を除く)

*1 生活保護(生業扶助)受給世帯とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)が措置されている世帯を指します。

*2 非課税世帯とは、令和6年度(非)課税証明書に記載されている保護者等(親権者)全員の定額減税後の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)の世帯を指します。

*3 令和6年1月1日時点で海外に在住している場合等、日本国内における保護者等全員の令和6年度分の住民税の課税状況が証明できない場合は対象外となります。

*4 「保護者等」は原則親権者を指しますが、親権者が不在の場合等の例外もあります。詳細については、当課学費軽減ヘルプデスクにお問合せください。

給付額

給付額は以下のとおりです。在籍校及び世帯区分により給付額が異なります。

在籍校	世帯区分	給付額(早期給付申請分)
全日制の高等学校等に在籍 通信制の高等学校等に在籍	生活保護(生業扶助)受給世帯	13,150 円
全日制の高等学校等に在籍	令和 6 年度住民税所得割が 非課税である世帯	38,000 円
通信制の高等学校等に在籍 高等学校等専攻科に在籍		13,025 円

提出書類

提出書類	電子申請	紙申請
①埼玉県私立高等学校奨学のための給付金受給申請書(表・裏)	不要	○
②振込口座届 及び 振込口座の通帳等のコピー ・金融機関名(コード)・支店名(コード)・口座番号・口座名義(カタカナ)がわかるもの ・当課ホームページから振込口座届をダウンロードしてください。 ・申請後に振込口座の名義に変更が生じると、給付金の振込ができません。 口座名義に変更が生じた場合は、早急に当課学費軽減ヘルプデスクまで御連絡ください。	通帳等の画像を アップロード (振込口座届は不要)	○
③在学証明書(原則は、当課指定の様式) ・当課ホームページから様式をダウンロードしてください。 ・当課指定の様式での発行が難しい場合は、学校様式でも可 ・学校様式の場合、全日制、通信制等の課程が記載されたもので、基準日現在の在籍を 在学期が証明したもの ・学生証、生徒手帳等は不可	○	
④世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの) ※ 基準日以降に発行されたもので、マイナンバーが記載されていないもの	○	
⑤生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書 又は 生業扶助を受給していることがわかる福祉事務所発行の証明書 ・基準日以降に証明を受けたもの	○ (生活保護(生業扶助) 受給世帯に限る)	
⑥保護者等全員の令和6年度(非)課税証明書 ・道府県民税所得割及び市町村民税所得割の記載があるもの ・控除対象配偶者のものも提出してください。	○ (非課税世帯に限る)	
⑦個人対象要件証明書(当課指定の様式) ・当課ホームページから様式をダウンロードしてください。	○ (高等学校等専攻科に限る)	

申請方法

提出書類を御用意の上、当課のホームページから電子申請を行ってください。

受付期限:令和7年6月9日(月曜日)まで

右記の QR コードから学事課のホームページにお進みいただけます。



電子申請の対応が難しい場合

提出書類を当課へ送達過程を記録できる方法(簡易書留等)で郵送してください。

受付期限:令和7年6月9日(月曜日)まで(当課必着)

郵送先 :〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県学事課高等学校担当宛て

※ 申請書到着確認のお問合せにはお答えできません。

※ 送達過程を記録できる方法(簡易書留等)以外で郵送し、当課の定める期限までに書類の到着が確認できない場合は、申請を受け付けません。

振込について

- ・申請を受理した方から順次、給付金の振込を行います。振込時期は、原則令和7年6月末～7月末を予定しています。不備等があった方については不備等の解消後に順次振込を行います。
- ・振込日のお問合せにはお答えできません。振込の3日前から当日までに給付金額と振込日を記載した支給決定通知書を各申請者住所宛て郵送します。通知書にて振込日を御確認ください。

本事業に関するお問合せ

埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」

TEL:048-830-2725(平日:午前8:30～午後5:15)

より詳しく知りたい方はこちら

埼玉県私立 奨学のための給付金

検索

埼玉県総務部学事課